

建振第 1135－4 号
令和 2 年 5 月 7 日

各 関 係 団 体 の 長 様

大阪府危機管理室災害対策課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言を受け、本部長（知事）が、緊急事態措置として外出自粛やイベントの自粛を要請し、また、4月14日から5月6日までの間、施設の使用制限等の要請を行い、多くの施設にご協力いただいているところです。

その結果、現時点において府内における新規感染者数は、減少傾向に転じるという一定の成果が現れております。

貴団体・企業をはじめ、多くの方々のご協力に、心より感謝を申し上げます。

しかしながら、現在の状況を踏まえ、5月4日、政府において緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長することが決定されました。

これを受け本府では、5月5日、第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、大阪府緊急事態措置の期間を5月31日に延長すると共に、現在の実施内容の継続を決定しました。

府内各団体・企業におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、ご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、今後、5月15日に、府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の抜本的な考え方を踏まえ、緊急事態措置の段階的解除について判断してまいります。

問い合わせ先 代表 06-6941-0351 本通知について 建築振興課 田口（内線 3080） 上記要請について 災害対策課 塩瀬、永島（内線 4710）
